

ノンステップバス導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、路線バスのバリアフリー化を促進し、公共交通の利便性及び快適性の向上を図るため、埼玉県バス利用促進地域協議会が策定する生活交通改善事業計画に基づきノンステップバスを導入する路線バス事業者又は路線バス貸与事業者(以下「バス事業者等」という。)に補助する市町村(政令指定都市を除く。以下同じ。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 埼玉県バス利用促進地域協議会

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「交付要綱」という。)第2条第1項及び第3条に規定する協議会

(2) 生活交通改善事業計画

交付要綱第75条第2項に規定する生活交通改善事業計画

(3) ノンステップバス

床面を超低床構造として乗降ステップをなくしたバスで、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令(平成18年12月15日国土交通省令第111号)を満たしているもの

(4) 路線バス事業者

道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者

(5) 路線バス貸与事業者

路線バス事業者の用に供するバス車両を貸与する者

(補助事業者)

第3条 補助の対象となる事業者は、ノンステップバスを導入するバス事業者等に補助する市町村とする。

(補助事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、ノンステップバスを導入(ノンステップバスから更新する場合を除く。)するバス事業者等に市町村が補助する事業とし、補助対象経費は、当該市町村が補助する額とする。

- 2 補助対象となる車両は、補助金の交付を受けようとする会計年度の生活交通改善事業計画に記載された車両に限る。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とする。ただし、

- 1 両当りの補助上限額は、50万円とする。
- 2 本県と他都県をまたがる路線バスに係る1両当りの補助上限額は、別表に定める県内実車走行距離の割合に応じた額とする。
- 3 市町村をまたがる路線バスに係る1両当りの補助上限額は、前2項の補助上限額に当該市町村の協議により決定した負担割合を乗じて得た額とする。
- 4 補助金の額の算定に当たり千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書の様式)

第6条 規則第4条第1項の交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(事業内容の変更等申請)

第8条 市町村は、補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第3号の変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
ただし、交付決定額の変更を伴わない場合は、この限りでない。

(状況報告)

第9条 市町村は、補助事業の遂行の状況について、知事の要求があったときは、すみやかに書面により知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

- 第10条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了後30日以内又は補助金の交付を受けようとする会計年度の末日のいずれか早い日までとする。
 - 3 県の交付決定前に市町村が補助金を交付した場合は、県の交付決定日を補助事業の完了日とする。

(額の確定通知書の様式)

第11条 規則第14条の額の確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(補助金の請求)

第12条 市町村は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第6号の請求書を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第13条 市町村は、バス事業者等に対して、市町村の補助金を交付する場合は、次の各号の条件を付さなければならない。
- (1) 市町村の補助金に係る補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、市町村長の承認を受けること。
 - (2) 市町村の補助金に係る補助事業により取得した財産について、市町村長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- 2 市町村は、バス事業者等が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令

第15号)に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでの間に、前項第2号の財産処分をしようとするときは、様式第7号の財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 知事は、バス事業者等が前項の財産処分をすることにより収入があった場合は、補助金の全部又は一部を市町村から県に納付させることができる。

(書類の整備等)

第14条 市町村は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

本県と他都県をまたがる路線バスに係る1両当りの補助上限額

県内実車走行距離の割合	1両当りの補助上限額
90%超	50万円
80%超～90%	45万円
70%超～80%	40万円
60%超～70%	35万円
50%超～60%	30万円
40%超～50%	25万円
30%超～40%	20万円
20%超～30%	15万円
10%超～20%	10万円
0%超～10%	5万円

※ 県内実車走行距離の割合は、小数第2位を四捨五入すること。

（宛先）
埼玉県知事

市町村長

年度ノンステップバス導入促進事業補助金交付申請書

年度ノンステップバス導入促進事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付
手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第4条の規定により、下記のとおり申
請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 補助事業の内容 ノンステップバス導入促進事業補助金調書のとおり
- 3 添付書類
 - （1）ノンステップバス導入促進事業補助金調書
 - （2）市町村の交付決定通知書又は市町村の負担を証する書類の写し
 - （3）本県と他都県をまたがる路線バスの場合は県内実車走行距離の割合のわかる資料
 - （4）市町村をまたがる路線バスの場合は市町村の負担割合のわかる資料
 - （5）その他参考資料

別紙

ノンステップバス導入促進事業補助金調書

1 ノンステップバスの導入計画

番号	バス事業者等名	系統番号	起点停留所名	終点停留所名	走行市町村	台数	導入予定時期
							年 月
							年 月
							年 月
計							

2 県補助金申請額

(単位：円)

番号	ノンステップ バスの導入経費	バス事業者等の左記の財源				県補助金 申請額 (C)×1/2
		事業者負担額 (A)	国庫補助額 (B)	市町村補助額 (C)	その他 (D)	
計						

※ ノンステップバスの導入経費は、消費税抜きの金額を記載すること。

※ 上記は「1 ノンステップバスの導入計画」の順に記載すること。

様

埼玉県知事

年度ノンステップバス導入促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった標記の補助金について、
下記のとおり交付します。

記

- | | | |
|-----------|----------------|---|
| 1 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 支払方法 | 精算払 | |
| 3 補助事業の内容 | 補助金交付申請書記載のとおり | |
| 4 交付の条件 | | |

- （1） 補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときには、知事の承認を受けること。
- （2） 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- （3） 市町村は、バス事業者等に対して、市町村の補助金を交付する場合は、次の条件を付すこと。

ア 市町村の補助金に係る補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、市町村長の承認を受けること。

イ 市町村の補助金に係る補助事業により取得した財産について、市町村長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

（宛先）
埼玉県知事

市町村長

年度ノンステップバス導入促進事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記の補助金について、
事業の変更をしたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額

（1）変更前 金 円

（2）変更後 金 円

2 変更する理由及び内容

3 添付書類

- （1）ノンステップバス導入促進事業補助金変更調書
- （2）その他参考資料

別紙

ノンステップバス導入促進事業補助金変更調書

1 ノンステップバスの導入計画

番号	バス事業者等名	系統番号	起点停留所名	終点停留所名	走行市町村	台数	導入予定時期
							年 月
							年 月
							年 月
計							

2 県補助金申請額

(単位：円)

番号	ノンステップ バスの導入経費	バス事業者等の左記の財源				県補助金 申請額 (C)×1/2
		事業者負担額 (A)	国庫補助額 (B)	市町村補助額 (C)	その他 (D)	
計						

※ ノンステップバスの導入経費は、消費税抜きの金額を記載すること。

※ 上記は「1 ノンステップバスの導入計画」の順に記載すること。

（宛先）
埼玉県知事

市町村長

年度ノンステップバス導入促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記の補助金について、事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助事業の内容 ノンステップバス導入促進事業補助金精算調書のとおり
- 3 添付書類
 - （1）ノンステップバス導入促進事業補助金精算調書
 - （2）市町村がバス事業者等へ支出した証拠書類
 - （3）導入されたノンステップバスの車検証の写し
 - （4）導入されたノンステップバスの写真
 - （5）その他参考資料

別紙

ノンステップバス導入促進事業補助金精算調書

1 ノンステップバスの導入実績

番号	バス事業者等名	系統番号	起点停留所名	終点停留所名	走行市町村	台数	導入時期
							年 月
							年 月
							年 月
計							

2 県補助金申請額

(単位：円)

番号	ノンステップ バスの導入経費	バス事業者等の左記の財源				県補助金 申請額 (C)×1/2
		事業者負担額 (A)	国庫補助額 (B)	市町村補助額 (C)	その他 (D)	
計						

※ ノンステップバスの導入経費は、消費税抜きの金額を記載すること。

※ 上記は「1 ノンステップバスの導入計画」の順に記載すること。

様式第5号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年度ノンステップバス導入促進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった標記の補助金について、その額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

第 年 月 日 号

（宛先）
埼玉県知事

市町村長

年度ノンステップバス導入促進事業補助金支払請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知のあった標記の補助金
について、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付確定額 金 円
- 2 請求額 金 円

※債権者コード

下記の銀行口座に振替えてください。	
名 義	※ フリガナを併せて記載してください。
区	銀行 支店 信用金庫 農 協 支所
分	普通No. 当座No.

※ 債権者登録をしている場合は債権者コードを、債権者登録をしていない場合は振込先口座を記入してください。

（宛先）
埼玉県知事

市町村長

財産処分承認申請書

バス事業者等からノンステップバス導入促進事業補助金に係る財産について、処分したい旨の申請があったため、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第19条の規定により、下記のとおり承認されるよう申請します。

記

1 補助金額 金 円

2 処分する財産

財産の名称	取得年月日	取得金額（円）

3 処分の理由及び内容

4 処分後の事業計画